

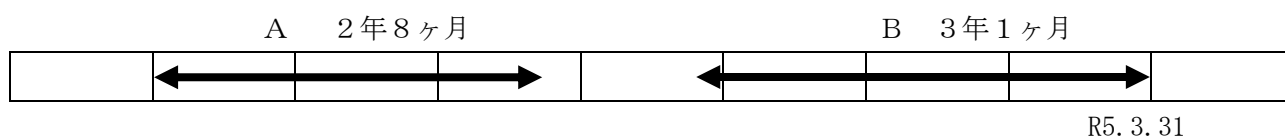
受験資格に関するQ & A

Q 1. 職務経験が「平成28年4月1日から令和5年3月31日までの間に5年以上」とは、どのような場合が該当するのですか。

A 1. 通算できる職務経験の例は、下記のとおりです。

(例1)

- Aでの在籍期間2年8ヶ月、Bでの在籍期間3年1ヶ月
- AB両方とも、正規職員として週35時間以上の勤務である
- 傷病休暇などによる1ヶ月以上の休業期間はない



⇒通算して5年9ヶ月となるので、「5年以上」の要件を満たします。

(例2)

- Aでの在籍期間8ヶ月、Bでの在籍期間4年10ヶ月
- AB両方とも、正規職員として週35時間以上の勤務である
- 傷病休暇などによる1ヶ月以上の休業期間はない

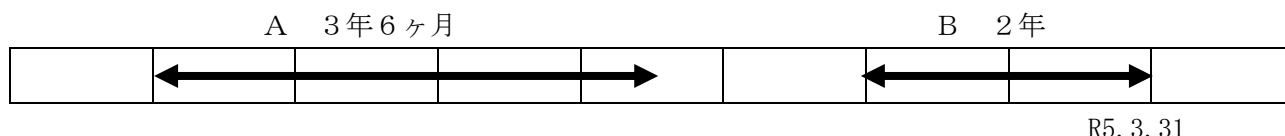


⇒Aの在籍期間は8ヶ月で、1年未満のため通算することができません。

⇒Bの4年10ヶ月のみとなるので、「5年以上」の要件を満たしません。

(例3)

- Aでの在籍期間3年6ヶ月、Bでの在籍期間2年
- AB両方とも、正規職員として週35時間以上の勤務である
- Bにおいて、育児休業を1年6ヶ月取得（労働基準法第65条に基づく産前産後休業は除く）



⇒Bの育児休業期間は職務経験期間から除かれます。

⇒Bの職務経験期間は6ヶ月となり、1年未満のため通算することができません。

⇒Aの3年6ヶ月のみとなるので、「5年以上」の要件を満たしません。

Q 2. 令和元年10月1日から令和2年9月10日まで働いていました。1年以上継続して働いたとみなして職務経験期間に算入することができますか。

A 2. この場合、令和2年9月1日から令和2年9月10日までの期間は1ヶ月未満なので切り捨てとなります。職務経験期間は令和元年10月1日から令和2年8月末日までの11ヶ月間となり、1年以上継続して勤務したとはみなせず、職務経験期間に算入することはできません。

Q 3. 非正規職員として勤務していましたが、職務経験とすることができますか。

A 3. 非正規職員としての期間は対象となりません。「正規職員として、週35時間以上の勤務」が対象となります。

Q 4. 育児休業を1年間取得しましたが、その期間も職務経験に含めることができますか。

A 4. 休暇・休業・休職等、連続して1ヶ月を超えて職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は経験に含めることはできません。この場合は、全体の職務経験から1年間を除くことになります。

Q 5. 派遣職員（登録社員）としての職務経験は含むことができますか。

A 5. 派遣会社の派遣職員（登録社員）としての期間は対象となりません。

Q 6. 出向により、別の会社に勤務した期間は職務経験に含めることができますか。

A 6. 元の会社に籍を置いたままの出向であれば、元の会社での職務経験として出向先も含めて職務経験とすることができます。元の会社を退職や籍を移しての出向については、元の会社の職務経験期間には通算できません。ただし、別の会社で1年以上継続して勤務経験がある場合には、別の会社での職務経験として通算することができます。

Q 7. 会社が倒産等によりなくなっており、合格したとしても職歴証明書の提出ができません。どのように職歴の証明をすればいいですか。

A 7. 年金加入記録の証明、その他職歴が確認できる書類で代えることができます。ただし、証明できないことにより職務経験期間を確認できない場合は、合格を取り消します。